

令和3年8月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年8月11日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
8番	笠 幸夫 委員
10番	古賀 喜治 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉徳 委員
23番	柳 壽祥 委員

欠席委員は次のとおりである。

大石 敏裕 委員 甲斐サエ子 委員 黒岩 純 委員 後藤 靖子 委員
田中 修二 委員 田中 弥生 委員 手島富士雄 委員 富安 辰行 委員
鳥越 文生 委員 中村 裕 委員 山口 啓一 委員

事務局の出席者は4名である。

事務局 それでは、8月の総会に当たりまして報告いたします。
本日は、現委員数24名中13名と過半の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立をしております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 それでは、皆様おはようございます。
本日は全員で総会ができるだろうということで、7月の代表者会議では話をしておりました。ところが今、皆様方御存じのように、感染拡大しているというような状況でございますので、こういった形でやらせていただいたところであります。
それから、今日から13日にかけて非常に激しい雨のおそれがあるということで、土砂災害とか低い土地の浸水とか、十分注意を呼びかけられておりました。厳重警戒ということでありました。
そういうことで、今日の総会につきましても、皆様の御協力を得て審議を進めていきたい、慎重審議でいきたいということを考えますので、皆さんの御審議をよろしくお願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。
それでは、早速、議事進行に移らせていただきます。
それでは、ただいまより8月農業委員会総会を開催いたします。
第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
審議番号8番は第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請と関連のある案件でございますので、審議番号8番とそれ以外に分けて審議することとし、審議番号8番は4号議案と一緒に一括して議題といたします。
それでは、第1号議案の審議番号8番を除く議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転、賃借権設定、競売不動産買受適格証明の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から3ページ、7番までの7件です。
続きまして、西部地域、9番から5ページ、14番までの6件です。
賃借権設定、東部地域、15番、16番の2件です。
6ページをお願いいたします。
続きまして、西部地域、17番、1件です。

競売不動産買受適格証明、西部地域、18番、19番の2件です。

なお、審議番号15番と16番につきましては、下限面積の要件上、関連する案件となっております。

また、審議番号18番と19番につきましては、農地法施行規則第10条第1項第1号の規定による譲受人の単独申請となっております。

以上、審議番号1番から8番を除く19番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

本議案審議番号15番及び16番は、新規就農者の取得案件であります。聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案のうち審議番号8番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち審議番号8番を除く議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が

提出されたので付議いたします。
西部地域、1番、2番の2件です。
以上で説明を終わります。

議 長 それでは、事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている
ということで、これも割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次
の4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてとの関連がある案件でござ
いますので、先ほどの第1号議案、審議番号8番と合わせて一括して議題といた
します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 まずは1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転の許
可申請書が提出されたので付議いたします。
3ページをお願いいたします。
所有権移転、東部地域、8番、1件です。こちらの案件につきましては、第4号議
案、審議番号11番と関連案件となっております。
以上、審議番号8番につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、
審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準
に適合していることを報告いたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

変更内容は、転用事業者を*****氏1名から、*****氏と*****氏の2名へ変更するものです。

第4号議案、審議番号14番及び15番と関連案件となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から12ページ、11番までの11件です。

審議番号11番につきましては、第1号議案、審議番号8番と関連案件となっております。

続きまして、西部地域、12番から16ページ、24番までの13件です。

審議番号14番及び15番につきましては、第3号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

また、14ページの審議番号16番と15ページ、審議番号19番につきましては、通常であれば県農業会議の意見聴取案件となりますが、新型コロナウイルス感染拡大による予防措置のため、転用面積が3,000平米を超える案件のみを対象とするという通知が農業会議よりありましたので、今回はこちらは除外されるということで、意見聴取案件はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料をもって確認していただいているということで、割愛させていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
なお、採決にあたりましては、第1号議案、審議番号8番、第3号議案並びに第

4号議案に分けて採決いたします。

それでは、第1号議案、審議番号8番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号8番は可決をされました。

続きまして、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決をされました。

続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決をされました。

続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

第5号議案、非農地証明について。非農地証明願が提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。地図ナンバーは28番です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決をされました。
続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 18ページをお願いいたします。
第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番、2番の2件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決をされました。
続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 19ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転、7件。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、24件。

20ページをお願いいたします。

1、所有権移転。第1区、1番から3番までの3件です。

第2区、4番の1件です。

21ページをお願いいたします。

第3区、5番から7番の3件です。

22ページをお願いいたします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、契約件数24件。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、第8号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 23ページをお願いいたします。
第8号議案、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正（案）について市長より意見を求められたので付議いたします。

1、変更内容。別紙のとおり。お手元に第8号議案の別紙のほうをお配りさせていただいております。こちらを1枚めくっていただいでよろしいでしょうか。

こちらが久留米市のほうで作成案をつくっております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想改正（案）になっております。下にページを振っていますが、46ページの内容になっておりますので、概要をまとめさせていただいております。

もう1枚、こちらのワンペーパーですけれども、久留米市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、概要をこちらにまとめておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

1、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について。農業経営の目標を定めており、認定農業者、認定新規就農者の認定基準の根拠となっているものがございます。また、農地の利用集積に関する目標、利用改善に関する内容、主には利用権設定の促進等、また、農業従事者の養成及び確保に関する内容などを定めておりまして、市町村が制定するものとなっております。

2、変更の理由。令和3年2月、上位計画である福岡県策定の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、こちらが変更されておりまして、久留米市の基本構想の変更をする必要が生じたものとなっております。

3、久留米市の基本構想の主な変更内容。今回の主な変更内容です。

福岡県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、この変更に合わせて、以下の変更を行っております。

①農業センサス。統計の資料なんですけれども、こちらは、農業の現状、関係法令、その改正状況等に応じた変更をしております。

②令和2年4月施行の改正農地バンク法。国基本要綱に基づいて網掛をしておりますが、農地利用集積円滑化事業に関する記述を削除しております。今回の改正については、この網掛をしている農地利用集積円滑化事業、こちらが法律上、農地中間管理事業の中に統合をされておりまして、この円滑化事業については、法の中では既に削除となっておりますので、あわせて今回の市が作成する基本的な構想から削除するというもので、おおむねこの事業に関するものがこの46ページの中で削除しているところになっております。

③農業経営の基本指標。経営をするに当たっての目標数値ですけれども、そちらにつ

いては変更はないということになっております。

④基本構想の変更についてのスケジュール。令和3年2月に福岡県が上位計画の基本方針を変更しております。それを受けて久留米市が令和3年7月中旬に、この基本構想の変更案を作成しております。検討している別紙になります。

これを受けて今日、令和3年8月11日、久留米市から農業委員会のほうに照会が来ておりますので、議案としてかけさせていただいております。

その後、農業委員会から久留米市のほうに意見を回答した後、久留米市が福岡県と協議をした上で、令和3年8月下旬、久留米市の基本構想が変更、報告という流れになっております。今回は市から農業委員会のほうにこちらの意見照会が来ているものを議案としているものでございます。

それでは、議案のほうに戻ってもらってよろしいでしょうか。

議案の23ページにもう一度お願いいたします。

2、意見（案）。今回のこの基本構想に対しまして、農業委員会からの意見ですが、今回の変更は、令和2年4月の改正農業経営基盤強化促進法施行に伴い、同法に基づく県の基本方針と市の基本的な構想の変更が生じたものであり、福岡県が2月に基本方針を変更したことを受け、久留米市が8月末までに変更する必要が生じたものであり、法改正に沿った内容の変更は概ね妥当であると考えている。この内容で久留米市に対して意見書を提出したいと思っております。

以上で、説明を終わります。

議 長 以上で、事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決をされました。よって、久留米市長宛て要請いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第5条の規定による許可申請の取下書について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了いたします。

したがいまして、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。今総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、3番、今村裕一委員、12番、末次龍夫委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。